（補助の対象及び限度）

第二条　更生保護施設整備費補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

一　［略］

［号を削る。］

二　前号に掲げる事業を助成する事業

2　前項第一号に掲げる事業に係る補助金の額は、当該事業に必要な経費の三分の二に相当する額を限度とする。

3　第一項第二号に掲げる事業に係る補助金の額は、助成の対象となる事業に必要な経費の三分の二に相当する額又は当該助成に充てられる額のいずれか少ない額（助成の対象となる事業が複数ある場合においては、それぞれの事業について、同様の方法により算出した額の合計額）を限度とする。

第二条の二　更生保護事業費補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第三項に規定する通所・訪問型保護事業における金品を給与する事業（就職時の身元保証を得るために要する経費を給与するものに限る。）

二　前号に掲げる事業を助成する事業

2　前項第一号に掲げる事業に係る補助金の額は、当該事業に必要な経費の二分の一に相当する額を限度とする。

3　第一項第二号に掲げる事業に係る補助金の額は、助成の対象となる事業に必要な経費の二分の一に相当する額又は当該助成に充てられる額のいずれか少ない額（助成の対象となる事業が複数ある場合においては、それぞれの事業について、同様の方法により算出した額の合計額）を限度とする。

（申請の手続）

第三条　更生保護法人は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年四月三十日までに法務大臣に対し、当該年度の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る補助金の交付を別に定める書面により申請しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情があるときは、この期日を経過した後であっても、申請を行うことができる。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第十七条　第二条第一項第二号又は第二条の二第一項第二号に掲げる事業を行う更生保護法人は、当該事業の実施に際し、第五条から第十三条までの規定並びに第十五条及び第十六条の規定に準ずる条件を付さなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（補助の対象及び限度）

第二条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

一　［同上］

二　法第二条第三項に規定する通所・訪問型保護事業における金品を給与する事業（就職時の身元保証を得るために要する経費を給与するものに限る。）

三　前二号に掲げる事業を助成する事業

2　前項第一号に掲げる事業に係る補助金の額は、当該事業に必要な経費の三分の二に相当する額を限度とし、同項第二号に掲げる事業に係る補助金の額は、当該事業に必要な経費の二分の一に相当する額を限度とする。

3　第一項第三号に掲げる事業に係る補助金の額は、助成の対象となる事業に必要な経費の三分の二（助成の対象となる事業が同項第二号に掲げる事業である場合においては、二分の一）に相当する額又は当該助成に充てられる額のいずれか少ない額（助成の対象となる事業が複数ある場合においては、それぞれの事業について、同様の方法により算出した額の合計額）を限度とする。

［条を加える。］

（申請の手続）

第三条　更生保護法人は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年四月三十日までに法務大臣に対し、当該年度の補助事業に係る補助金の交付を別に定める書面により申請しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情があるときは、この期日を経過した後であっても、申請を行うことができる。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第十七条　第二条第一項第三号に掲げる事業を行う更生保護法人は、当該事業の実施に際し、第五条から第十三条までの規定並びに第十五条及び第十六条の規定に準ずる条件を付さなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に更生保護事業費補助金交付規則の規定によってした決定、承認その他の処分又は申請その他の手続は、それぞれこの省令による改正後の更生保護施設整備費補助金及び更生保護事業費補助金交付規則の相当規定によってした決定、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。